

省エネ推進協業体活動支援事業の運用について

19水漁第3252号

平成20年2月6日

水産庁長官通知

第1 省エネ推進協業体活動支援事業

水産業燃油高騰緊急対策事業実施要領（平成20年2月6日付け19水漁第3248号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）第3の3の（2）の省エネ推進協業体活動支援事業については、次の第2から第6に定めるところによるものとする。

第2 省エネ推進協業体活動支援推進事業

実施要領第3の3の（2）のアの省エネ推進協業体活動支援推進事業については、以下に定めるところによるものとする。

1 事業の内容

補助事業者（実施要領第4の規定に基づき選定された者をいう。）は次に掲げる事業を行うものとする。

（1）省エネ推進協業体活動支援事業評価委員会の設置・運営

ア 補助事業者は、関係団体の代表者、学識経験者等により構成される省エネ推進協業体活動支援事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

イ 評価委員会は、第1の事業を実施するための基本的な事項について審議する。

ウ 評価委員会は、省エネ推進協業体活動計画（漁業者グループが燃油消費量削減のために輪番制休漁等を導入する協定を締結し、休漁者が漁場生産力向上の取組を実施するための計画。以下「省エネ活動計画」という。）の認定について申請があった場合には、その内容を審査し、次の要件がすべて満たされていると認められるときは、これを認定する。認定された省エネ活動計画を変更する場合も同様とする。

（ア）漁業者グループ（同一の漁業種類を営む漁業者又は漁業従事者（乗組員に限る。）で原則として5名以上で、かつ、複数の漁業経営体で構成されるグループをいう。なお、同時期においてこの事業にかかる他のグループに重複して所属していないものとする。）による取組であること。

（イ）輪番制休漁等を行うことが、漁業者グループ内の協定等により担保されていること。

（ウ）（イ）の輪番制休漁等を行う場合の休漁者が、漁場生産力向上の取組（植樹・魚付林の整備、藻場・干潟の整備、種苗の放流、産卵場・育成場の整備、漂流・漂着ゴミ等の除去、密漁監視の他、別途協議の上、水産庁長官が認めた取組をいう。）を実施するものであること。

(エ) 漁業者グループ全体で燃油消費量の1割以上を削減することが見込まれること。

(2) 計画策定・実施に関する指導、助言等

ア 補助事業者は、省エネ活動計画を策定して燃油消費量の削減に取り組もうとする漁業者グループを支援するため、相談窓口を設けるとともに、地域における説明会の開催等を行うことができる。

イ 補助事業者は、省エネ活動計画の策定及び実施のため、専門家の派遣等の支援を行うことができる。

(3) 成果の普及啓発

補助事業者は、第1の事業により得られた成果等について、インターネット等を用いて広く普及啓発に努めるものとする。

2 手続等

(1) 評価委員会の設置

補助事業者は、評価委員会を設置するものとする。

(2) 事業実施計画の作成及び承認

補助事業者は、別記様式第1号により、事業年度ごとに省エネ推進協業体活動支援推進事業の実施計画を作成の上、大水を経由して水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。当該事業実施計画の変更（経費の配分計画の事業に要する経費の欄に掲げる経費の相互間における増減が3割を超える場合に限る。）についても同様とする。

(3) 省エネ活動計画の認定の通知・報告

ア 評価委員会が、省エネ活動計画について、1の(1)のウによる認定を行ったときは、補助事業者は申請者に対してその旨を通知するとともに、速やかに大水を経由して水産庁長官に報告するものとする。当該省エネ活動計画の変更についても同様とする。

イ 補助事業者は、省エネ活動計画による取組の実施状況について定期的に調査を行い、当該省エネ活動計画に従って実施されていないと認めるときは、改善を命令することとし、改善がなされない場合には、大水及び水産庁長官と協議の上、当該省エネ活動計画の認定を取り消すものとする。

(4) 事業実施の報告

補助事業者は、別記様式第2号によりこの事業の実施報告書を作成し、毎事業年度終了後速やかに大水を経由して水産庁長官あて提出するものとする。

(5) 助成金の交付

ア 補助事業者は、2の(2)により事業実施計画の承認を受けた場合には、大水に対して別記様式第3号により助成金の交付申請を行い、その了承を得るものとする。

イ 大水は、補助事業者から助成金の交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、補助事業者に対して別記様式第4号により当該助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。

ウ 補助事業者は、概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、

別記様式第5号の概算払請求書により請求するものとする。

エ 大水は、概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。

オ 補助事業者は、事業終了後、別記様式第6号の精算払請求書により、大水に助成金の交付を請求するものとする。

カ 大水は、2の(4)の事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、別記様式第7号により補助事業者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

キ 大水は、補助事業者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、補助事業者に対して監査を行い、その結果を水産庁長官に報告するものとする。

ク 水産庁長官は、必要と認めるときは、補助事業者に対して、この事業の運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。なお、この指示にもかかわらず、当該事業の運営が改善されない場合には、(2)の承認を取り消すことができるものとする。

3 助成対象経費及び助成水準

助成金の対象となる経費及び助成水準は、予算の範囲内において、別表1のとおりとする。

第3 省エネ推進協業体グループ化推進事業

実施要領第3の3の(2)のイの(ア)の省エネ推進協業体グループ化推進事業については、以下に定めるところによるものとする。

1 事業の内容

補助事業者は、次に掲げる事業を行う漁業協同組合及び漁業協同組合連合会(以下「漁協等」という。)に対して、これら事業に必要な経費について助成金を交付する。

- (1) 省エネ活動計画の策定を推進するため、検討会等の開催、有識者等の招へい等、漁業者に対する指導・助言等
- (2) 省エネ活動計画の策定に必要な調査・研究
- (3) 省エネ活動計画の策定

2 手続等

(1) 事業実施計画の作成及び承認

ア 漁協等は、事業年度ごとに省エネ推進協業体グループ化推進事業の実施計画を作成の上、補助事業者に提出するものとする。

イ 補助事業者は、アの事業実施計画を取りまとめの上、別記様式第8号により、大水を経由して水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。計画の変更(経費の配分計画の事業に要する経費の欄に掲げる経費の相互間における増減が3割を超える場合に限る。)についても同様とする。

ウ 補助事業者は、イにより事業実施計画の承認があった場合には、漁協等に対してその旨を通知するものとする。

(2) 省エネ活動計画の策定

ア 漁協等は、別記様式第9号により、省エネ活動計画を策定し、これを補助事業者に提出し、第2の1の(1)のウの認定を受けるものとする。

イ 漁協等は、認定を受けた省エネ活動計画を変更しようとする場合には、変更後の省エネ活動計画を補助事業者に提出し、評価委員会の認定を受けなければならない。

(3) 事業実施の報告

ア 漁協等は、別記様式第10号により、省エネ推進協業体グループ化推進事業の実施報告書を作成し、事業終了後速やかに補助事業者に提出するものとする。

イ 補助事業者は、アの事業実施報告を取りまとめの上、大水を経由して水産庁長官に提出するものとする。

(4) 助成金の交付

ア 補助事業者への交付

(ア) 補助事業者は、2の(2)のイにより省エネ推進協業体グループ化推進事業の実施計画の承認を受けた場合には、大水に対して別記様式第11号により助成金の交付申請を行い、その了承を得るものとする。

(イ) 大水は、(ア)の助成金の交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、補助事業者に対して別記様式第12号により当該助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。

(ウ) 補助事業者は、概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第13号の概算払請求書により請求するものとする。

(エ) 大水は、概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。

(オ) 補助事業者は、事業終了後、別記様式第14号の精算払請求書により、大水に助成金の交付を請求するものとする。

(カ) 大水は、(3)のイの事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、別記様式第15号により補助事業者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

(キ) 大水は、補助事業者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、補助事業者に対して監査を行い、その結果を水産庁長官に報告するものとする。

(ク) 水産庁長官は、必要と認めるときは、補助事業者に対して、この事業の運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。なお、この指示にもかかわらず、当該事業の運営が改善されない場合には、(2)のイの承認を取り消すことができるものとする。

イ 漁協等への交付

(ア) 漁協等は、2の(2)のウにより事業実施計画の承認の通知を受けた場合には、補助事業者に対して別記様式第16号により助成金の交付申請を行い、その了承を得るものとする。

- (イ) 補助事業者は、(ア) の助成金の交付申請があつた場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、当該漁協等に対して別記様式第17号により当該助成金の交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- (ウ) 漁協等は、概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第18号の概算払請求書により請求するものとする。
- (エ) 補助事業者は、概算払請求書の提出があつた場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- (オ) 漁協等は、事業終了後、別記様式第19号の精算払請求書により、補助事業者に助成金の交付を請求するものとする。
- (カ) 補助事業者は、(3) のアの事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、別記様式第20号により漁協等に通知するものとする。
- (キ) 補助事業者は、漁協等に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、漁協等に対して監査を行い、その結果を水産庁長官に報告するものとする。
- (ク) 水産庁長官は、必要と認めるときは、漁協等に対して、この事業の運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。なお、この指示にもかかわらず、当該事業の運営が改善されない場合には、(2) のイの承認を取り消すことができるものとする。

3 助成対象経費及び助成水準

助成金の対象となる経費及び助成水準は、予算の範囲内において、別表2のとおりとする。

第4 省エネ推進協業体活動事業

実施要領第3の3の(2)のイの(イ)の省エネ推進協業体活動事業については、以下に定めるところによるものとする。

1 事業の内容

補助事業者は、次に掲げる事業を行う漁協等に対して、これらの事業に必要な経費について助成金を交付する。

- (1) 漁業者グループが認定を受けた省エネ活動計画に基づく漁場生産力向上の取組を行うのに必要な経費の助成
- (2) (1) の取組の実施状況の管理

2 手続等

(1) 事業実施計画の作成及び承認

ア 漁協等は、事業年度ごとに省エネ推進協業体活動の事業実施計画を作成の上、補助事業者に提出するものとする。

イ 補助事業者は、アの事業実施計画を取りまとめの上、別記様式第21号により、大水を経由して水産庁長官の承認を受けるものとする。計画の変更(経費の配分計画の事業に要する経費の欄に掲げる経費の相互間における増減が3割を超える場合に限る。)についても同様とする。

ウ 補助事業者は、イにより事業実施計画の承認があった場合には、漁協等に対してその旨を通知するものとする。

(2) 事業実施の報告

ア 漁協等は、別記様式第22号により、省エネ推進協業体活動事業の実施報告書を作成し、事業終了後速やかに補助事業者に提出するものとする。

イ 補助事業者はアの事業実施報告を取りまとめの上、大水を経由して水産庁長官に提出するものとする。

(3) 助成金の交付

ア 補助事業者への交付

(ア) 補助事業者は、2の(1)のイにより省エネ推進協業体活動事業の実施計画の承認を受けた場合には、大水に対して別記様式第23号により助成金の交付申請を行い、その了承を得るものとする。

(イ) 大水は、(ア)の助成金の交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、補助事業者に対して別記様式第24号により当該助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。

(ウ) 補助事業者は、概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第25号の概算払請求書により請求するものとする。

(エ) 大水は、概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。

(オ) 補助事業者は、事業終了後、別記様式第26号の精算払請求書により、大水に助成金の交付を請求するものとする。

(カ) 大水は、(2)のイの事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、別記様式第27号により補助事業者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

(キ) 大水は、補助事業者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、補助事業者に対して監査を行い、その結果を水産庁長官に報告するものとする。

(ク) 水産庁長官は、必要と認めるときは、補助事業者に対して、この事業の運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。なお、この指示にもかかわらず、当該事業の運営が改善されない場合には、(2)のイの承認を取り消すことができるものとする。

イ 漁協等への交付

(ア) 漁協等は、2の(1)のウにより省エネ推進協業体活動事業の実施計画の承認の通知を受けた場合には、補助事業者に対して別記様式第28号により助成金の交付申請を行い、その了承を得るものとする。

(イ) 補助事業者は、漁協等から助成金の交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、当該漁協等に対して別記様式第29号により当該助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。

(ウ) 漁協等は、概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第30号の概算払請求書により請求するものとする。

- (エ) 補助事業者は、概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- (オ) 漁協等は、事業終了後、別記様式第31号の精算払請求書により、補助事業者に助成金の交付を請求するものとする。
- (カ) 補助事業者は、(2)のアの事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、別記様式第32号により漁協等に通知するとともに、助成金を交付するものとする。
- (キ) 補助事業者は、漁協等に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、漁協等に対して監査を行い、その結果を水産庁長官に報告するものとする。
- (ク) 水産庁長官は、必要と認めるときは、漁協等に対して、この事業の運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。なお、この指示にもかかわらず、当該事業の運営が改善されない場合には、(2)のイの承認を取り消すことができるものとする。

3 実施状況の管理

- (1) 補助事業者は、必要に応じ現地に出向き、漁協等を指導、監督し、実施状況の管理を行うものとする。
- (2) 漁協等は、漁業者グループに対し、省エネ活動計画に基づく取組が確実に実施されるよう指導、監視を行う等、実施状況の管理を行うものとする。
- (3) 漁協等は、(2)の実施状況の管理に当たっては、現地確認を行うとともに、取組の実施前、実施中及び実施後の写真撮影、別記様式第33号の確認書を作成するものとする。

4 助成対象経費及び助成水準

助成金の対象となる経費及び助成水準は、予算の範囲内において、別表3のとおりとする。

第5 事業実施期間

この事業の実施期間は、平成19年度から平成20年度までとする。

第6 実施要領

大水及び補助事業者は、この事業を実施するときは、実施要領を作成し、水産庁長官に提出するものとする。

別表 1

助成対象経費	経費の具体的内容	助成水準
旅費	委員等出席旅費、指導・調査旅費、連絡旅費	定 額
謝金	委員等謝金	
賃金	事務補助員雇用賃金	
印刷費	資料等印刷費	
会議費	茶菓等購入費、会場借料等	
通信運搬費	郵送料、電話料等	
賃借料	自動車、パソコン等賃借料	
消耗品費	消耗品購入費	
その他の経費	水産庁長官が特に認めたもの	

別表 2

助成対象経費	経費の具体的内容	助成水準
旅費	委員等出席旅費、指導・調査旅費、連絡旅費	1 / 2 以内
謝金	委員等謝金	
印刷費	資料等印刷費	
会議費	茶菓等購入費、会場借料等	
通信運搬費	郵送料、電話料等	
賃借料	自動車、パソコン等賃借料	
消耗品費	消耗品購入費	
その他の経費	水産庁長官が特に認めたもの	

別表 3

1. 漁業者グループによる漁場生産力向上の取組に係る経費

助成対象経費	経費の具体的内容	助成水準
人件費	労務手当	定額（付表の各区分に応じた単価により算定された額）
船舶借料	船舶の借料	
燃料費	船舶の運航に要した重油、軽油等の油代	定額（実績（購入）価格の1/2相当額）
旅費	交通費	
苗木代	植樹のための苗木購入代	
種苗代	放流、藻場造成等のための種苗購入代	
廃棄物処理代	回収ゴミの処理に要した経費	
賃借料	自動車等賃借料	
資材費	取組実施に要した資材費	
消耗品費	消耗品購入費	
その他の経費	水産庁長官が特に認めたもの	

2. 1の取組の実施状況の管理に係る指導・監視経費

助成対象経費	経費の具体的内容	助成水準
賃金	指導・監視員雇用賃金	定 額
旅費	交通費	
写真代	写真フィルム購入代、写真現像代	
印刷費	資料等印刷費	
賃借料	自動車等賃借料	
消耗品費	消耗品購入費	
通信運搬費	郵送料等	
その他の経費	水産庁長官が特に認めたもの	

付表

【人件費】

区分	人件費単価（日・1人）
1日4時間	6,200円
1日8時間	12,400円
その他	水産庁長官が特に認めた額

【船舶借料】

トン数区分（新トン数）	船舶借料単価（日・1隻）
15トン未満	21,000円
15トン以上30トン以下	25,000円
31トン以上40トン以下	54,000円
41トン以上55トン以下	60,000円
56トン以上75トン以下	63,000円
76トン以上	92,500円

別記様式第1号

省エネ推進協業体活動支援推進事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(大水経由)

住 所
補助事業者名
代表者氏名



省エネ推進協業体活動支援推進事業の実施計画を下記のとおり策定したので、省エネ推進協業体活動支援事業の運用について（平成20年〇月〇〇日付け20水漁第〇〇〇号水産庁長官通知）第2の2の（2）の規定に基づき、承認を申請する。

記

1. 目的及び概要

2. 事業計画

(1) 評価委員会開催計画

開催時期	協議内容	備考

(2) 計画策定・実施に関する指導、助言等の実施計画

実施時期	実施内容	備考

(3) 成果の普及啓発の実施計画

実施時期	実施内容	備考

3. 経費の配分計画

経費区分	事業に要する経費	助成金の額	備考
合 計			

4. その他

別記様式第2号

省エネ推進協業体活動支援推進事業実施報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(大水経由)

住 所
補助事業者名
代表者氏名

㊞

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇水漁第〇〇号で承認のあった省エネ推進協業体活動支援推進事業について、下記のとおり実施したので、省エネ推進協業体活動支援事業の運用について（平成20年〇月〇〇日付け20水漁第〇〇〇号水産庁長官通知）第2の2の（4）の規定に基づき報告する。

記

1. 事業の実施概要

2. 事業内容

(1) 評価委員会開催実績

開催時期	協議内容	備考

(2) 計画策定・実施に関する指導・助言等の実施実績

実施時期	実施内容	備考

(3) 成果の普及啓発の実施実績

実施時期	実施内容	備考

3. 経費の配分実績

経費区分	事業に要した経費	助成金の額	備考
合 計			

4. その他

省エネ推進協業体活動支援推進事業助成金交付申請書

番 号
年 月 日

社団法人大日本水産会
代表者の氏名 殿

住所
補助事業者名
代表者氏名 ㊦

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇水漁第〇〇号で承認のあった省エネ推進協業体活動支援推進事業に係る助成金について、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」(平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知)第2の2の(5)のアの規定に基づき下記のとおり交付を申請します。

記

1. 助成金の額

項 目	必要な助成金の額	概算払い	備 考
合 計	円	有・無	

※概算払い有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目毎に記載すること。

2. 振込先

別記様式第4号

省エネ推進協業体活動支援推進事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者の氏名 殿

社団法人大日本水産会
代表者氏名 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で申請のあった貴組合（会）が行う省エネ推進協業体活動支援推進事業に係る助成金について、申請のとおり交付することを了承したので、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」（平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知）第2の2の（5）のイの規定に基づき通知します。

別記様式第5号

省エネ推進協業体活動支援推進事業概算払請求書

番 号
年 月 日

社団法人大日本水産会
代表者の氏名 殿

住 所
補助事業者名
代表者氏名 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払いにより支払いされたく、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」（平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知）第2の2の（5）のウの規定に基づき請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残 額 (a)-(b+c)	備 考

別記様式第6号

省エネ推進協業体活動支援推進事業精算払請求書

番 号
年 月 日

社団法人大日本水産会
代表者の氏名 殿

住 所
補助事業者名
代表者氏名 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇水漁第〇〇号で承認のあった本組合（会）が行った省エネ推進協業体活動支援推進事業について、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」（平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知）第2の2の（5）のオの規定に基づき清算金として金〇〇〇〇〇〇円を請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不要額 (a)-(b+c)	備 考

別記様式第7号

省エネ推進協業体活動支援推進事業の助成金の額の確定通知

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者の氏名 殿

住 所
社団法人大日本水産会
代表者氏名 ⑩

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で貴組合（会）から提出のあった省エネ推進協業体活動支援推進事業精算払請求書の内容を確認した結果、省エネ推進協業体活動支援推進事業の助成金の額は金〇〇〇〇〇〇〇〇円に確定したので通知する。

なお、精算額として、金〇〇〇〇〇〇〇〇円を別途支払ったので併せて通知する。

別記様式第8号

省エネ推進協業体グループ化推進事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(大水経由)

住 所
補助事業者名
代表者氏名

印

省エネ推進協業体グループ化推進事業の実施計画を下記のとおり策定したので、省エネ推進協業体活動支援事業の運用について（平成20年〇月〇〇日付け20水漁第〇〇〇号水産庁長官通知）第3の2の（1）のイの規定に基づき、承認を申請する。

記

1. 事業の必要性及び方針
2. 対象とする地域又はグループの範囲及び漁業種類
3. 省エネ推進協業体活動計画の認定を受けようとする時期

4. 検討会等開催計画

開催時期	協議内容	備考

5. 調査・研究に関する計画

実施時期	実施内容	備考

6. 経費の配分計画

経費区分	事業に要する経費	助成金の額	備考
合 計			

7. その他

省エネ推進協業体活動計画認定申請書

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者氏名 殿

住所
〇〇漁業協同組合（連合会）
代表者氏名 ㊟

別紙のとおり省エネ推進協業体活動計画を策定したので、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」（平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知）第3の2の（2）のアの規定に基づき認定を申請します。

【裏面】

記載要領及び添付書類等について

(記載要領)

- A: 計画の全体期間を記入(記入例:〇年〇月〇日～〇年〇月〇日)。
- B: Aの期間中における出漁予定日数を記入。
- C: Aの期間中における公休日(従来から漁協等で取り決めている休漁日)の日数を記入。
- D: Aの期間中における取り決めによる輪番等の休漁日数を記入。
- E: Aの期間中におけるC・D以外の休漁予定日数を記入。
- F: C～Eの合計を記入。
- G: BとFの合計を記入。
- H: Jの漁場生産力向上の取組を実施する日数を記入。
- I: Jの漁場生産力向上の取組を実施する人数を記入。
- J: 漁場生産力向上の取組内容を記入(記入例:植樹、種苗放流、漂着ゴミ除去、密漁監視等)。
- K: Jの取組にかかる経費の積算を概算で記入。
- L: $D \div B \times 100$ の計算式で求めた数値(小数点以下第1位まで)を記入。
- M: 取組を実施する前年のAと同じ期間中における出漁日数を記入。
- N: 取組を実施する前年のAと同じ期間中における燃油消費量を記入。
- O: $N \div M$ の計算式で求めた数値(小数点以下第1位まで)を記入。
- P: $B \times O$ の計算式で求めた数値を記入。

(添付書類)

1. 漁業者グループ間で締結した協定等の写し。
2. 漁船登録票の写し。
3. 公休日(C欄)を証明する書類の写し。
4. 過去の実績(M・N欄)を証明する書類の写し。

(その他)

不明点、上記の記載要領による記入及び添付書類の提出に依りがたい場合は申請先と協議すること。

省エネ推進協業体グループ化推進事業実施報告書

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者氏名 殿

住 所
〇〇漁業協同組合（連合会）
代表者氏名

㊦

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇水漁第〇〇号で承認のあった省エネ推進協業体グループ化推進事業について、下記のとおり実施したので、省エネ推進協業体活動支援事業の運用について（平成20年〇月〇〇日付け20水漁第〇〇〇号水産庁長官通知）第3の2の（3）のアの規定に基づき報告する。

記

1. 事業の実施概要
2. 対象とする地域又はグループの範囲及び漁業種類
3. 当該期間における省エネ推進協業体活動計画の認定の有無
（有りの場合は認定年月日も記入）

4. 検討会等開催実績

開催時期	協議内容	備考

5. 調査・研究に関する実績

実施時期	実施内容	備考

6. 経費の配分実績

経費区分	事業に要した経費	助成金の額	備考
合 計			

7. その他

省エネ推進協業体グループ化推進事業助成金交付申請書

番 号
年 月 日

社団法人大日本水産会
代表者の氏名 殿

住所
補助事業者名
代表者氏名

㊞

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇水漁第〇〇号で承認のあった省エネ推進協業体グループ化推進事業に係る助成金について、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」(平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知)第3の2の(4)のアの(ア)の規定に基づき下記のとおり交付を申請します。

記

1. 助成金の額

項 目	必要な助成金の額	概算払い	備 考
合 計	円	有・無	

※概算払い有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目毎に記載すること。

2. 振込先

別記様式第12号

省エネ推進協業体グループ化推進事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者の氏名 殿

社団法人大日本水産会
代表者氏名 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で申請のあった貴組合（会）が行う省エネ推進協業体グループ化推進事業に係る助成金について、申請のとおり交付することを了承したので、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」（平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知）第3の2の（4）のアの（イ）の規定に基づき通知します。

別記様式第13号

省エネ推進協業体グループ化推進事業概算払請求書

番 号
年 月 日

社団法人大日本水産会
代表者の氏名 殿

住 所
補助事業者名
代表者氏名

㊞

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払いにより支払いされたく、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」（平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知）第3の2の（4）のアの（ウ）の規定に基づき請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残 額 (a)-(b+c)	備 考

別記様式第14号

省エネ推進協業体グループ化推進事業精算払請求書

番 号
年 月 日

社団法人大日本水産会
代表者の氏名 殿

住 所
補助事業者名
代表者氏名

㊞

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇水漁第〇〇号で承認のあった本組合（会）が行った省エネ推進協業体グループ化推進事業について、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」（平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知）第3の2の（4）のアの（オ）の規定に基づき清算金として金〇〇〇〇〇〇円を請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不要額 (a)-(b+c)	備 考

省エネ推進協業体グループ化推進事業の助成金の額の確定通知

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者の氏名 殿

住 所
社団法人大日本水産会
代表者氏名 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で貴組合（会）から提出のあった省エネ推進協業体グループ化推進事業精算払請求書の内容を確認した結果、省エネ推進協業体グループ化推進事業の助成金の額は金〇〇〇〇〇〇〇〇円に確定したので通知する。

なお、精算額として、金〇〇〇〇〇〇〇〇円を別途支払ったので併せて通知する。

省エネ推進協業体グループ化推進事業助成金交付申請書

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者の氏名 殿

住所
〇〇漁業協同組合（連合会）
代表者氏名 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇水漁第〇〇号で承認のあった省エネ推進協業体グループ化推進事業に係る助成金について、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」（平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知）第3の2の（4）のイの（ア）の規定に基づき下記のとおり交付を申請します。

記

1. 助成金の額

項 目	必要な助成金の額	概算払い	備 考
		有・無	
合 計	円		

※概算払い有りに〇をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目毎に記載すること。

2. 振込先

別記様式第17号

省エネ推進協業体グループ化推進事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

〇〇漁業協同組合（連合会）

代表者の氏名 殿

住所

補助事業者名

代表者氏名



平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で申請のあった貴組合（会）が行う省エネ推進協業体グループ化推進事業に係る助成金について、申請のとおり交付することを了承したので、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」（平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知）第3の2の（4）のイの（イ）の規定に基づき通知します。

別記様式第18号

省エネ推進協業体グループ化推進事業概算払請求書

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者の氏名 殿

住 所
〇〇漁業協同組合（連合会）
代表者氏名 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払いにより支払いされたく、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」（平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知）第3の2の（4）のイの（ウ）の規定に基づき請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残 額 (a)-(b+c)	備 考

別記様式第19号

省エネ推進協業体グループ化推進事業精算払請求書

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者の氏名 殿

住 所
〇〇漁業協同組合（連合会）
代表者氏名 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇水漁第〇〇号で承認のあった本組合（会）が行った省エネ推進協業体グループ化推進事業について、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」（平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知）第3の2の（4）のイの（オ）の規定に基づき清算金として金〇〇〇〇〇〇円を請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不要額 (a)-(b+c)	備 考

省エネ推進協業体グループ化推進事業の助成金の額の確定通知

番 号
年 月 日

〇〇漁業協同組合（連合会）
代表者の氏名 殿

住 所
補助事業者名
代表者氏名 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で貴組合（会）から提出のあった省エネ推進協業体グループ化推進事業精算払請求書の内容を確認した結果、省エネ推進協業体グループ化推進事業の助成金の額は金〇〇〇〇〇〇〇〇円に確定したので通知する。

なお、精算額として、金〇〇〇〇〇〇〇〇円を別途支払ったので併せて通知する。

省エネ推進協業体活動事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(大水経由)

住所
補助事業者名
代表者氏名 ㊟

省エネ推進協業体活動事業の事業計画を下記のとおり策定したので、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」(平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知)第4の2の(1)のイの規定に基づき承認を申請します。

記

1. 目的

2. 事業計画

(1) 漁業者グループによる漁場生産力向上の取組計画

別紙のとおり (注) 認定を受けた省エネ推進協業体活動計画を添付すること。

(2) 実施状況の管理計画

実施時期	実施内容	実施にかかる経費の積算	備考

3. 経費の配分計画

経費区分	事業に要する経費	助成金の額	備考

4. その他

省エネ推進協業体活動事業実施報告書

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者氏名 殿
(大水経由)

住所
〇〇漁業協同組合(連合会)
代表者氏名

㊤

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇水漁第〇〇号で承認のあった省エネ推進協業体活動事業について、下記のとおり実施したので、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」(平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知)第4の2の(2)のアの規定に基づき報告します。

記

1. 概要

2. 実施内容

(1) 漁業者グループによる漁場生産力向上の取組
別紙のとおり

(2) 実施状況の管理

実施時期	実施内容	実施にかかった経費の積算	備考

3. 経費の配分実績

経費区分	事業に要した経費	助成金の額	備考

4. その他

5. 添付書類

- (1) 事業に要した経費の証明書類(領収書等)
- (2) 実施状況を確認した写真
- (3) 別記様式第33号の確認書
- (4) その他参考資料

省エネ推進協業体活動事業助成金交付申請書

番 号
年 月 日

社団法人大日本水産会
代表者の氏名 殿

住所
補助事業者名
代表者氏名 ㊦

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇水漁第〇〇号で承認のあった省エネ推進協業体活動事業に係る助成金について、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」（平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知）第4の2の（3）のアの（ア）の規定に基づき下記のとおり交付を申請します。

記

1. 助成金の額

項 目	必要な助成金の額	概算払い	備 考
合 計	円	有・無	


※概算払い有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を記載すること。

2. 振込先

省エネ推進協業体活動事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者の氏名 殿

住 所
社団法人大日本水産会
代表者氏名 

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で申請のあった貴組合（会）が行う省エネ推進協業体活動事業に係る助成金について、申請のとおり交付することを了承したので、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」（平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知）第4の2の（3）のアの（イ）の規定に基づき通知します。

別記様式第25号

省エネ推進協業体活動事業概算払請求書

番 号
年 月 日

社団法人大日本水産会
代表者の氏名 殿

住 所
補助事業者名
代表者氏名

㊟

平成〇〇年〇月〇日付け(番号)で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払いにより支払いされたく、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」(平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知)第4の2の(3)のアの(ウ)の規定に基づき請求します。

記

(単位:円)

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残 額 (a)-(b+c)	備 考

別記様式第26号

省エネ推進協業体活動事業精算払請求書

番 号
年 月 日

社団法人大日本水産会
代表者の氏名 殿

住 所
補助事業者名
代表者氏名

㊟

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇水漁第〇〇号で承認のあった本組合(会)が行った省エネ推進協業体活動事業について、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」(平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知)第4の2の(3)のアの(オ)の規定に基づき清算金として金〇〇〇〇〇〇〇円を請求します。

記

(単位:円)

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不要額 (a)-(b+c)	備 考

省エネ推進協業体活動事業の助成金の額の確定通知

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者の氏名 殿

住所
社団法人大日本水産会
代表者氏名 ㊤

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で貴組合（会）から提出のあった省エネ推進協業体活動事業精算払請求書の内容を確認した結果、省エネ推進協業体活動事業の助成金の額は金〇〇〇〇〇〇〇円に確定したので通知する。

なお、精算額として、金〇〇〇〇〇〇〇円を別途支払ったので併せて通知する。

省エネ推進協業体活動事業助成金交付申請書

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者の氏名 殿

住所
〇〇漁業協同組合（連合会）
代表者氏名 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇水漁第〇〇号で承認のあった省エネ推進協業体活動事業に係る助成金について、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」（平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知）第4の2の（3）のイの（ア）の規定に基づき下記のとおり交付を申請します。

記

1. 助成金の額

項 目	必要な助成金の額	概算払い	備 考
合 計	円	有・無	

※概算払い有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を記載すること。

2. 振込先

省エネ推進協業体活動事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

〇〇漁業協同組合（連合会）

代表者の氏名 殿

住 所

補助事業者名

代表者氏名

㊟

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で申請のあった貴組合（会）が行う省エネ推進協業体活動事業に係る助成金について、申請のとおり交付することを了承したので、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」（平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知）第4の2の（3）のイの（イ）の規定に基づき通知します。

別記様式第30号

省エネ推進協業体活動事業概算払請求書

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者の氏名 殿

住 所
〇〇漁業協同組合（連合会）
代表者氏名 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払いにより支払いされたく、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」（平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知）第4の2の（3）のイの（ウ）の規定に基づき請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残 額 (a)-(b+c)	備 考

別記様式第31号

省エネ推進協業体活動事業精算払請求書

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者の氏名 殿

住 所
〇〇漁業協同組合（連合会）
代表者氏名 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇水漁第〇〇号で承認のあった本組合（会）が行った省エネ推進協業体活動事業について、「省エネ推進協業体活動支援事業の運用について」（平成20年〇月〇日付け20水漁第〇〇号水産庁長官通知）第4の2の（3）のイの（オ）の規定に基づき清算金として金〇〇〇〇〇〇円を請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不要額 (a)-(b+c)	備 考

省エネ推進協業体活動事業の助成金の額の確定通知

番 号
年 月 日

〇〇漁業協同組合（連合会）
代表者の氏名 殿

住所
補助事業者名
代表者氏名 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で貴組合（会）から提出のあった省エネ推進協業体活動事業精算払請求書の内容を確認した結果、省エネ推進協業体活動事業の助成金の額は金〇〇〇〇〇〇〇〇円に確定したので通知する。

なお、精算額として、金〇〇〇〇〇〇〇〇円を別途支払ったので併せて通知する。

確 認 書

現地確認日	平成 年 月 日
現地確認者	所属： 氏名： ㊟
現地確認立会人	氏名： ㊟

下記のとおり相違ないことを確認しました。

記

1. 漁業者グループ

漁業者グループ名	
代 表 者 名	
住 所	

2. 漁場生産力向上に関する活動

確認する事項	適否	備 考

3. その他参考事項

- (注) 1 漁業者グループごとに作成する。
 2 現地確認立会人は、漁業者グループ内の責任者とする。
 3 2の表の「確認する事項」は、現地確認において、確認すべき事項を記載する。
 4 2の表の「適否」は、「確認すべき事項」欄記載のとおり実施されているかどうかを確認する。備考には否と判定した理由を具体的に記入する。